附則第七条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十一条第十一項に」を「附則第十一条第十項に」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十一条第十三項に規定する契約」を「附則第十一条第十二項に規定する契約」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十三項に」を「附則第十一条第十二項に」に改め、同号イ中「附則第十一条第十三項第一号」を「附則第十一条第十二項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十一条第十三項第一号イ」を「附則第十一条第十二項第一号イ」に改め、同項第三号中「附則第十一条第十三項に」を「附則第十一条第十二項に」に改め、同号イ中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同号ロ中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同号ハ(1)中「附則第十一条第十三項第二号ニ」を「附則第十一条第十二項第二号ニ」に改め、同号ハ(2)中「附則第十一条第十三項第二号ニ」を「附則第十一条第十二項第二号ニ」に改め、同号ニ中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十三項第一号イ」を「附則第十一条第十二項第一号イ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地の」を「附則第十一条第十四項に規定する低未利用土地の」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に、「第百九条の六第二項第五号」を「第百九条の十五第二項第五号」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、同項第二号中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に、「第八十一条第十五項」を「第八十一条第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とする。

附則第九条の二第一項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十五項」に改める。

附則第九条の二第四項の表第九十三条第五項の項中「利子税」を「利子税の」に、「延滞金」を「延滞金の」に改め、同項の次に次のように加える。

第九十六条第一項	利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）	延滞金
	計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び特例基準割合を除く。）	計算した割合

附則第十条第四項の表第九十六条の項中「第九十六条」を「第九十六条第二項」に改め、「（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。）」を削る。

附則第十条の二の二第七項中「又は装置」を削り、同項の表電気供給業の項を削る。

附則第十一条第九項中「大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条各号」に、「大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）並びにこれらに」に改め、同条第二十一項及び第二十二項を削り、同条第二十三項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十八項」に、「同条第三十二項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項第一号中「第三十三項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同項第二号中「第三十三項第二号」を「第三十項第二号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項及び第三十八項を削り、同条第三十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十項に規定する特定電気通信設備」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十項」に、「同条第四十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十一項」に、「同条第四十項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十二項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第五十項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の七項を加える。

45　法附則第十五条第四十五項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）

二　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

三　水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四　森林組合又は森林組合連合会

五　協業組合又は出資組合である商工組合

46　法附則第十五条第四十五項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金　政府又は都道府県の利子補給に係るもの